

## 平成30年度第2回高松市総合教育会議 議事録

1 日 時 平成31年2月12日(火) 午後2時00分～午後3時45分

2 場 所 高松市役所 114会議室

3 出席者 高松市長 大西 秀人  
高松市教育委員会教育長 藤本 泰雄  
高松市教育委員会委員(教育長職務代理者) 吉澤 潔  
高松市教育委員会委員 葛西 優子  
高松市教育委員会委員 関元 盛夫  
高松市教育委員会委員 小方 朋子  
高松市教育委員会委員 富家 佐也加

### 4 事務局

#### (教育委員会)

教育局長 赤松 雅子  
教育局次長総務課長事務取扱 石原 徳二  
教育局次長生涯学習課長事務取扱 南 岳志  
学校教育課長 久保 朗  
総合教育センター所長 篠原 隆則  
教育局総務課長補佐 西村 福和  
生涯学習課長補佐 太巻 絹代  
教育局総務課総務係長 牧野 小織  
総合教育センター支援係長 植松 克友

#### (市民政策局)

市民政策局長 福田 邦宏  
市民政策局次長政策課長事務取扱 蓮井 博美  
コミュニティ推進課長 藤田 晃三  
政策課企画担当課長補佐 津山 裕司  
政策課企画員 武田 耕治

#### (健康福祉局)

健康福祉局長 田中 克幸  
健康福祉局参事 松本 剛  
健康福祉局次長健康福祉総務課長事務取扱 上枝 直樹  
こども女性相談課長 平川 昇司

5 傍聴人 なし

6 協議・調整事項

- (1) 高松市のPTAの現状と課題
- (2) 地域共生社会の実現に向けて

7 議事の経過

【開会】

【市長挨拶】

○ 市 長

- ・教育長、教育委員会委員の皆様におかれましては、御出席を賜り御礼申しあげます。
- ・本日は、今年度第2回目の総合教育会議であり、議題として、「高松市のPTAの現状と課題」と「地域共生社会の実現に向けて」の二つの議題について協議を行う予定である。
- ・協議・調整事項1「高松市のPTAの現状と課題」について、このテーマを提案した理由などについて教育委員会から説明をお願いします。

【議題（1）高松市のPTAの現状と課題】

○ 教 育 長

- ・現在、子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は、報道等で取りあげられており、ゲーム依存や虐待問題にも象徴されるように、地域社会のつながりや支え合いの希薄化、貧困問題の深刻化、社会全体の規範意識の低下などが影響しており、複雑化、困難化している。
- ・教育委員会では、そのような課題に対応するため、知・徳・体のバランスのとれた教育活動を推進しているところであるが、さらに学校、家庭、地域の連携体制を構築するため、本年度より高松型学校運営協議会を組織し、地域の様々な関係団体等と協働、連携をして児童生徒の健全育成や地域づくり、学校運営の改善に取り組んでいる。
- ・教育委員会委員と保護者の代表であるPTAの役員の皆様との意見交換会も開催しており、互いの課題について忌憚のない話し合いを行っている。

- ・昨年11月20日に開催した意見交換会において、PTAの加入問題や今後のあり方など、PTAが抱える課題についての議論があった。本市のPTAは、現在、ほとんどの保護者が加入しており、大きな問題とは感じられないとも捉えられるが、各単位PTAにおいて、中心となって活動されている保護者の方々は大変な危機感を持っている。
- ・市長部局においても、自治会の加入率低下の問題など、教育委員会では、子ども会、単位子ども会の減少など、PTAが抱える課題等の現状を知っていただき、意見交換をすることにより、子どもを育てる環境をよりよいものにしていきたいと考え、このテーマについて提案をさせていただいた。

○ 事務局（生涯学習課）

- ・（「高松市のPTAの現状と課題」について説明。）

○ 市長

- ・委員の皆様方から課題も含め、御意見等をお願いする。

○ 委員

- ・昨年、PTAとの意見交換会の際、任意加入の問題が出た。以前、市PTA連絡協議会と県PTA連絡協議会とは活動がよく似ており、県PTA連絡協議会の関わり方について、市PTA連絡協議会が県PTA連絡協議会を離れた場合等を考えてみた。どちらも任意加入であり、仮に市PTA連絡協議会が県PTA連絡協議会から離れた場合、市PTA連絡協議会から単位PTAが離れて行き、単位PTAの中でも任意加入だからと離れていくことがあるかもしれないと話が出ていた。
- ・今回、そのような話が徐々に現実化してきていると感じている。資料も見たが、活動自体が広がり過ぎており、私もPTA活動をしてきたが、本当に忙しかった。しかし、やりがいはとてもあり、子どもの健全な成長を図るための環境づくりを、学校と地域と一緒に子どもたちのことを考え活動してきた。
- ・一方的な考え方になっていないか、皆様から様々な御意見を頂き、今後PTAがどのように成長していくべきか等、お聞かせいただきたい。

○ 委員

- ・本来PTAは、先生と保護者の会であり、先生方と保護者との話し合いや意見交換等があまりできていないのではないかと。それが一番の問題である。
- ・様々な継続事業があり、それが今の時代に合っているのか検証されず続いており、そのため非常に多忙になっている。
- ・PTAは高松型学校運営協議会と共通点は非常に多い。そちらの方でPTAの方が主となり活動していけばいいのではないかと。

○ 委 員

- ・ P T Aを社会的な一つの単位として考えると、次の協議・調整事項「地域共生社会の実現に向けて」が、今後、大きく関わる問題であろう。
- ・ 社会の中で、子どもたちの存在を検討する上で、その保護者、そして学校、社会の中における学校を考えていく上では、やはり P T Aは大事であり、学校の中だけでなく、地域及び市全体が P T Aの役割を見直す必要があるのではないかと。

○ 委 員

- ・ P T Aの役割自体の重要性は私も認識している。現在の P T Aのあり方として、先ほど、任意加入の問題の話があったが、任意団体であり、加入が自由であるところが曖昧なまま成り立っていると思われる。
- ・ 保護者の方にも任意加入であり、ボランティアで行っているものだと認識していただくとともに、学校と保護者、生徒をつないで、子どもたちのためになる活動をみんなでやっていくという位置づけを確認し、その上で、活動内容等の見直しを考えていければよい。

○ 委 員

- ・ P T Aの重要性は分かっているが、忙しくてできないのが実情である。自分の子どもが小学生の時、私も忙しく、なかなか時間は捻出できなかったが、現在であれば、地域や学校にも関われる時間が取れる年齢になってきた。
- ・ 世の中には、仕事で報酬があるもの、もう一つは、しなければ罰せられる納税義務のようなもの、その間に相互扶助、お互いに少しずつやっていこうというものがあると思う。
- ・ 先ほど、やりがいがあると委員さんの話にもあったが、小・中学生は社会科の授業において、ボランティアや相互扶助の考え方で地域の掃除やあいさつ運動を積み重ねていると思うが、高校卒業後、地元とは直接関係のない学校に行くと、地元から離れてしまう。20代前後の頃、地域から離れてしまうが、自分の子どもが小学校に通うようになり、相互扶助の考え方でやってくださいと言われても地域から離れた期間が長くなるため、高校生や大学生の時、地域のためにできることをしていけばよいと思う。
- ・ 大学生など、ボランティアが好きな人は多い。災害ボランティアなど、自分の住んでいる地域ではないところに行くことがある。地域で一緒に活動するという意識は少し希薄なため、それをつなぐ試みを何かできればよい。

○ 教 育 長

- ・ 市長の感想をお聞かせいただきたい。

## ○ 市 長

- ・ P T Aをどうすべきか、今の段階で真剣に考えていかなければならない。
- ・ 国全体が少子化、人口減少しており超高齢化になってきている。生産年齢人口は減少しており、そして子どもの人数も減少している中、P T Aの活動はそれ程減ってはいない。先ほどの話にもあったが、段々と役割も広がってきている。
- ・ 特に役員をしている方は非常に忙しく、それを見ている他の方が、役員になりたくないという方が出てきており、何のための組織か分からない状況になりかねず、ある程度、方針として整理をしていかなければならない。
- ・ 任意加入であり任意組織であるが、戦後、文部省が通知を出し、全国ほぼ一律にできた組織だと思うが、その地域や学校の実情に合わせ変更していくことを考えることも大事である。
- ・ これまでの経緯を見ると、本市でも、例えば地域コミュニティ、高松型コミュニティスクール、あるいは学校運営協議会等をさらに広げようとしており、そのあたりとP T Aの関わりをもう少し整理するべきである。
- ・ 子ども会連絡運営協議会など、徐々に子ども会、単位子ども会自体が減少してきており、一時、少し増えたが右肩下がりであり、参加者も減少、結成率も低く、子どもが高学年になり、役員が回ってくると親が子ども会を辞めさせてしまうような状況まで起きている。子ども会との兼ね合いも考えなければならない。
- ・ P T Aが行っている役割の中で、一つは学校運営について、学校の先生方と様々な協議をすることがP T Aの本来の役割であり、また、子ども会のような、ボランティア的な様々な子どものお世話をする活動も広がってきており、子ども会とある程度連携をしながら役割分担をし、団体としても整理をしていく必要があるのではないかな。
- ・ 縦割りの組織であり、組織団体が新規会員の獲得や会員数の減少に困っている状況であり、P T Aも子ども会も同じである。そのような中、お互いに連携をし、役割分担等の再編をもう一度考え、その上で、例えば、高松型コミュニティスクールのようなものを目指すのであれば、その中にP T Aや子ども会をどのように位置づけるかを考え、学校評議員はどのような方がどのような形であるかという仕組みを、もう一度見直す時期なのではないかな。
- ・ 教育委員会において、それぞれの学校の状況等も踏まえながら、新しい方向性を出していただけるとよい。

## ○ 委 員

- ・ 先日、単位P T Aの会長会があり、その時のワークショップにおいてP T Aの必要性について話し合い、やはりP T Aは必要という内容だったと聞いている。
- ・ 役員をしていて大変だったのは、生涯学習課からの家庭教育学級という委託事業で

ある。研修の企画をし、運営や人集めをしなければならず大変だった。

- ・もう一つは、地域団体からの充て職が非常に多く、地域にも協力していただきおり、こちらも協力をしなければならぬため、時間をつくり参加はしているが、そこにかかる負担が大きいという意見があった。
- ・地域と学校、PTAをつなぐ役割が学校運営協議会ではないか。例えば、パトロールや組織として出ている立哨など、地域の方に協力をお願いする。運営協議会で話し合い、みんなで少しずつ役割を分担し、負担が軽くなるようになればよい。様々な意見をお聞きし、間を取り持つクッション役のような運営協議会であればよい。
- ・研修についても、私たちでは煮詰まってしまう部分もあり、学校運営協議会から違うアイデア等を様々な人からいただけるとよい。

#### ○ 委 員

- ・子ども会は小さなユニットの集まりで大きくなっており、防災などにおいて活性化すると役立つ団体である。PTAとの共通点もかなり多く、老人クラブ連合会や健全育成市民会議、社会福祉協議会等と様々な連携を取りたいが、縦割りになっている部分もあるため、具体的に動き出せるとよい。

#### ○ 市 長

- ・PTAは、父母と先生との会である。現在、学校でPTAが行っていることは、父母でなくてもできることがある。父母は現役世代であり、学校や子どもたちにかかる時間も大変だが、それ以上に仕事等で社会的に関わる時間が長いため、学校の活動や運営に関わる時間があまりない。
- ・本来、父母でしかできないようなことをPTAで行うべきだが、それ以外のボランティア等の様々な活動は、地域の方々に手伝っていただけるとよい。地域、学校を中心として、コミュニティなどが母体となり、その中で様々な団体はあるが、役割分担をしながら子どもたちを地域全体として健全育成をしていく。そのような体制ができ、高松型のようなものができていけば、それが、いわゆる高松型コミュニティスクールというような形ができればよい。
- ・PTAは保護者と先生とが協議し、行うべき核の部分については行い、それ以外についてはコミュニティ全体の中で、様々な団体が協力しながら行っていけるとよい。

#### ○ 教 育 長

- ・今回、PTAの成り立ちについて私もいろいろ調べてみた。戦後間もない頃、父母が学校に関わらなければ、子どもたちの教育に力を貸していただけたところがなかった時代から、今は、地域の高齢者の方々など、子どもたちと関わる機会も増えてきており、時代の背景が、PTAが発足した当時と大きく様変わりしている。
- ・PTAは子どもたちのため、徐々に肥大化しているところがある。高松型学校運営

協議会を核とする、コミュニティスクール化をし、こちらを中心に、PTAの行事についても皆さんから意見をいただき、さらにスリム化を図り、本当にPTAにしかできないこと、また、高松型学校運営協議会に委ね、様々な関係団体の力を借り、連携をしてやっていくべきこと、もう少し子どもを中心にPTA活動を心おきなく参加できるように変えていけるとよい。

○ 市 長

- ・本日の御意見を参考に、引き続き、学校を中心とした家庭と地域の連携を図り、高松型コミュニティスクールを構築していただく。その中で、PTAの役割を位置付ける方向で検討していただき、教育委員会でも議論を深めていただければと思う。

【議題（2）地域共生社会の実現に向けて】

○ 事 務 局

- ・（「地域共生社会の実現に向けて」について説明。資料4ページの説明後、本市の地域共生社会のPR動画を視聴。その後、資料5ページの説明。）

○ 市 長

- ・地域共生社会の実現に向けた、本市の政策の考え方について、構築事業や支援体制のイメージ等、それぞれ説明があったが、委員の皆様から発言をお願いする。

○ 教 育 長

- ・スクールソーシャルワーカーは、今、学校現場で非常に重要になってきている。スクールカウンセラーは子どもの心理的な面のサポートをしており、子どもたちや保護者の方から働きかけて学校で相談をする。スクールソーシャルワーカーの場合は、家庭訪問をしていただいたり、不登校など様々な問題を解決していただいております、学校にとっては、とてもプラスになっているところである。
- ・先ほど、個別会議への出席等の事例があったが、悩みの解決にもつながり、私どもからも積極的に関わっていくような指導を各学校にしていきたい。
- ・学校においてもスクールソーシャルワーカーのニーズが高まっているが、社会福祉士として資格があるだけでなく、対応できる人材育成が十分にできていないところがあり、人数を増やすにしても、その人材が少ない状況もある。
- ・大変ありがたい仕組みであり、教育委員会としても協力をしていきたい。

○ 委 員

- ・まるごと福祉相談員のような相談員は、社会福祉協議会において生活支援コーディネ

ネーターがいる。

- ・生活支援コーディネーターとの差はどのようなものか。縦割りの部分があり、自分のところの仕事に関する相談員を作り、また別の分野でも同様である。生活支援相談員は主に認知症の高齢者に関しての支援であるが、我々も、在宅医療コーディネーターの養成をしている。そのコーディネーターや相談員の方々との横のつながりはどのようになるのか。
- ・病児について、医療必要時に在宅医療があるが、香川県や本市の場合、その部分が少し遅れている。それに対し、これから努力していかなければならないが、この「地域丸ごと」となると縦割りではいけない。そして年代別にあまり細かく分けすぎてもいけない。それぞれの人たちが横のつながりを持ち、その家庭、家族をどのように支援するかの知恵を出し合うことが必要になってくるため、それぞれの分野が、それぞれの利便性を追求し、様々な仕組みを作り、それぞれが個々に動くのでは解決しないのではないか。

○ 事務局（健康福祉総務課）

- ・生活支援コーディネーターは高齢者の生活支援を中心としたコーディネーターであり、まるごと福祉相談員は、その生活支援コーディネーターの方になっていただく。勝賀、香南地区において、それぞれ生活支援コーディネーターをしていた方が、まるごと福祉相談員になる。高齢者の生活支援において非常に経験を積んでいるが、子ども、障がい等の部分については経験が少ないため、研修などに参加していただき、関係機関の連携についても知識や経験を積んでいただき、本市としても協力しているところである。

○ 委 員

- ・両方の役割を担っているのではなく、生活支援コーディネーターをリタイヤされた方がまるごと福祉相談員をするのか。

○ 事務局（健康福祉総務課）

- ・今後、社会福祉協議会との協議になるが、両方の役割を担っていただくことを考えている。現在、まるごと福祉相談員は2人だが、もう少し増やす計画である。将来的には生活支援コーディネーターとまるごと福祉相談員の両方の役割、二役を担っていただきたい。

○ 委 員

- ・地域の民生委員をしており、地域福祉ネットワーク会議が立ち上がり、くらし応援隊という高齢者の支援をしていく形が出来上がっている。例えば、夏休みの子ども支援などほしいという話も出ている。



- ・民生委員をしていると様々な事例があり、ほとんどは地域包括支援センターへつながりという感じであるが、私たち民生委員は、その事例により、様々な場所へ出向き取次ぎをするが、その取り次ぎ先が違うということが多少あったりする。まるごと福祉相談員に相談すれば、全ての機関につなげることが可能であれば、人数を増やし、各コミュニティセンターで相談会を開催したり、私たち民生委員とも関わりを持っていただくと大変助かる。今後の活動、人員配置はどのようになるか教えていただきたい。

○ 事務局（健康福祉総務課）

- ・例えば、高齢者の問題であれば地域包括支援センターへ話をさせていただく。それでもよいが、その中でも複雑化、困難化した事例があれば、まるごと福祉相談員へ情報を提供してほしい。まるごと福祉相談員と各関係機関と連携をする体制を構築しているところであり、どちらに話をさせていただいてもよいが、流れとして、困難な事例などについて、まるごと福祉相談員へつないでいただければと考えている。
- ・人員に関しては、財政的な側面もあり、今、何人と申しあげるところまで達してないが、ある程度対応できる人数を考えている。
- ・民生委員、児童委員とまるごと福祉相談員との連携が非常に重要だと考えており、お互いに連携できる体制を将来的に考えていきたい。

○ 市 長

- ・現在、まるごと福祉相談員はモデル地区として、勝賀、香南地区に1人ずつ配置をしている。ただ、将来的にどのような単位で、どのような形でまるごと福祉相談員を配置するかはまだ固まっていない。

○ 事務局（健康福祉総務課）

- ・現在、生活支援コーディネーターが10人、まるごと福祉相談員が2人の12人である。市内全域となると、もう少し人数を増やしたいところである。

○ 市 長

- ・まるごと福祉相談員は、全市的な面倒をみて、社会福祉協議会に置くということか。

○ 事務局（健康福祉総務課）

- ・まるごと福祉相談員については、社会福祉協議会の方になっていただき、情報があれば現地に向かう予定である。

○ 委 員

- ・地域包括ケアシステム、そのために支援センターなどがあるのだが、それと地域共

生社会を作っていくこと、この関係性について、地域包括ケアシステムが出来上がった際に地域共生社会ができてくるのか、どのように受けとめているのか。

○ 事務局（健康福祉総務課）

- ・非常に大事な課題だと考えている。究極的には、地域共生社会の実現に向けての手段の一つとして地域包括ケアシステムがあり、それを達成する高齢者部門が中心だが、その考え方の一つ、その達成する手段の一つとして地域包括ケアシステムがあると考えている。

○ 市長

- ・地域共生社会とは、お互いにみんなが協力し合えるような、「我が事」「丸ごと」としてお互いに協力体制ができあがり市全体となり、そして、各コミュニティにおいてもそのような形ができることなのではないか。
- ・地域包括ケアシステムは高齢者の介護を中心としながら、介護、医療等を住みなれた地域で在宅を中心としながらサービスを受けられ、そのようなシステムを各地域において構築していくのが具体的な形であると私は使い分けをしており、目指すのは地域共生社会の形である。

○ 事務局（健康福祉総務課）

- ・地域包括ケアシステムは、2025年を目標として現在取組んでいる事業である。2025年には、団塊の世代の人全てが75歳を超え、その時に介護の需要が急増するため、高齢者を中心とした地域包括ケアシステムを構築しているところである。
- ・地域包括ケアシステムは、現在、2025年が当面の目標であるため高齢者が対象だが、元々、全世代を対象とするものと位置づけている。
- ・高齢者だけでなく、障がい者や子ども、生活困窮者等、生活の支援が必要な方全てに対して支援を行う、非常に壮大な計画が地域共生社会である。あくまでも地域共生社会が究極の目的であり、そのための手段が地域包括ケアシステムの実現と位置づけられている。

○ 委員

- ・素晴らしい支援体制だと思うが、2023年度よりもう少し早くできるとよい。まると福祉相談員は、広範多岐にわたるため、非常に難しい人材であり、簡単に養成して人数が増えるとは思えない。
- ・社会福祉協議会の理事をしているが、子どもの支援に関しては弱い。地域ボランティア等の協力も得て、相談員を増やすとよい。

○ 事務局（健康福祉総務課）

- ・2023年度とするのは、現在、総合センターが4つあるが、山田、仏生山エリアが完成しておらず、それらが2023年にできる予定である。そこに、福祉の総合相談窓口を設置した段階が本市の体制が完了、構築される年度ということで2023年度という数字を表記している。

○ 市長

- ・山田と仏生山以外の総合センターの福祉の総合相談窓口はいつできるのか。

○ 事務局（健康福祉総務課）

- ・予定では、来年度、勝賀総合センターにおいて福祉の総合相談窓口を設置する予定であり、それ以降については、事務局で考案しているところである。

○ 市長

- ・2019年度に、まず、勝賀総合センターで先行し、2020年度以降は順次進めていき、最終的に山田、仏生山エリアの総合センターができるのが2023年度であり、その段階で完成となる。

○ 事務局（健康福祉総務課）

- ・人材育成について、高齢者福祉については非常に専門的な知識も経験もあるが、確かに子どもや障がいに関しては経験が少ないため、研修会等に参加していただき、担当課との連携も強化していきたい。
- ・また、様々な民間の関係機関とも連携できるよう、連携体制を構築していきたい。まるごと福祉相談員と様々な関係機関との連携は、非常に大切な要素である。

○ 委員

- ・今の話はとてもいい話だと思うが、虐待などは子どもを保護するだけではなく、親を救わなければ虐待の連鎖は途絶えない。障がいのある子どもを育てていくにしても、まず親への支援が必要である。縦割りではなく、横の連携を構築することはもつともであり、とても喜ばしいことである。
- ・スクールソーシャルワーカーとまるごと福祉相談員との連携例があるが、スクールソーシャルワーカーが学校の中に入り込んでいるのか。先ほどの話にもあったが、まだまだ人材不足の中、学校との連携が大事ということは分かるが、今まで学校が抱えてきた親への支援や様々な相談について切り込んでいく、その連携は難しいのではないかと。だれがリーダーシップをとるのか。
- ・学校教育の中へどのように連携を図るのか、その方策、ビジョン等について教えていただきたい。

- 事務局（健康福祉総務課）
  - ・ 難しい課題だと認識をしている。教育と福祉の側面から見ると、お互いに勉強をしつつ、また、実際の事例もあまりなかった。例えば、お互いが開催しているケース会議等で顔を合わせながら情報交換をし、情報共有をすることも連携であり、一歩前進できるのではないかと考える。
  - ・ 例えば、スクールソーシャルワーカーが多忙の中、外に出向くことは難しいと認識している。それほど回数は重ねられないかもしれないが、まずお互いが顔を合わせ、お互いが抱えている課題等を知ることだけでも、一つ前進できるのではないかと考える。
  
- 委 員
  - ・ 情報共有という言葉が出ているが、連携する時の壁が、守秘義務であり、個人情報を出せないとなるが、そのところはどうのように考えているのか。
  
- 事務局（健康福祉総務課）
  - ・ 大きな課題であり、例えば、まるごと福祉ケース会議については、出席者の方に守秘義務も担っていただく確認書を交わすようにしている。その会議で取扱う個人情報についてはその場限りであり、他には絶対に漏らさないということを宣誓する様式を作成し、署名押印をお願いしている。
  
- 委 員
  - ・ モデル事業として平成30年8月からと始まって間がないが、まるごと福祉相談員が実際に活動した件数はどのくらいか。
  
- 事務局（健康福祉総務課）
  - ・ 8月から1月末までの6か月間の状況は、まるごと福祉相談員が、例えば、介護やコミュニティのイベントに出向いたなどのアウトリーチの件数であるが、勝賀総合センターエリアは192件、香南地区は46件である。そのうち、相談や情報提供を受けた際のフォロー件数は、勝賀総合センターエリアが25件、香南地区が11件である。
  
- 委 員
  - ・ アウトリーチは情報提供があり出向くのか。
  
- 事務局（健康福祉総務課）
  - ・ アウトリーチは情報がなくても積極的に地域に出向き、困難を有している方々の情報がないかなど、情報収集に行った回数である。

○ 事務局（総合教育センター）

- ・教育と福祉の連携の話があったため、少し事例を紹介させていただく。  
昨年度、総合教育会議で教育と福祉の連携について協議をしたが、それをきっかけとし、特別支援教育等の担当課である総合教育センターと障がい福祉課では少しずつ連携を進めているところである。
- ・具体的には、お互いの実情を知らないところがあるため、私どもが開催している研修会に基幹相談支援センターの相談員の方々に参加していただき、同じ中学校区のメンバーの一員に加わり一緒に研修をしたり、障がい福祉課の会議に私どもの担当指導主事に参加させていただき、昨年度から情報交換をしているところである。
- ・その研修を通して、学校現場の先生方もスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーは知っているが、福祉分野の相談窓口については知らなかった部分もあり、そこで接点を持ったことにより、実際、自分の生徒が困っている内容について、福祉の相談員の方に相談をした事例もある。
- ・子どもの障がい等については、福祉に相談に行くケースもあれば、総合教育センターに相談に来るケースもある。特別支援教育の分野では、「かけはし」という支援シートがあるが、基本的には、教育分野だけで使われていたが、今後、福祉の窓口にもその支援シートを置き、どちらの窓口に入っても活用できるよう、現在話を進めているところである。

○ 教育長

- ・虐待の問題だが、4ページにも子育て拠点として、それぞれの総合センターの窓口にも位置づけをしており、これが子ども家庭総合支援拠点だと思うが、本市の虐待の現状と教育委員会の方へ学校から通告があった場合、その後の処理、経路等について説明をしていただきたい。

○ 事務局（こども女性相談課）

- ・昨年の本市の虐待の状況について報告させていただく。虐待の対応については、県の児童相談所と本市の両方があり、重度のものについては県の児童相談所が対応、また、県と一緒に本市と双方で対応することもある。中度以下のものについては本市で対応している。
- ・その件数については、平成29年度の本市の虐待等の相談件数は年間、実人数で1,145件あり、その中で虐待として認定されたのは200件である。その200件のうち、経路別では、学校、教育委員会等からが一番多く52件、児童相談所を含む都道府県が42件、保育所が33件、市の福祉事務所が24件である。
- ・対応については、こども女性相談課が事務局となり、国で規定されている守秘義務のある、本市の児童対策協議会を設置し協議をしている。本市の場合、関係機関が

34団体あり、教育関係では、学校教育課、少年育成センターのほか、PTA連絡協議会、子ども会育成連絡協議会等の構成となっている。

- ・運営については、代表者会議が年1回、また実務者会議を定期的で開催しており、29年度は17回開催した。その会議には、毎月1回、学校教育課、総合教育センター等が参加し、虐待を含み進行管理しているケースについて、状況説明、情報共有をしながら協議をしている。情報交換会については、3か月ごとに児童相談所も参加をし、児童相談所の方のケースについても、学校教育課、総合教育センターとも情報共有している。個別ケース検討会は、随時、小学校やコミュニティセンター等において開催しており、昨年は167回行った。
- ・教育委員会との連携については、児童相談所及びこども女性相談課で児童虐待対応等のために各所属での状況把握が必要な場合、小・中学校、幼稚園や保育所の毎日の状況を月単位で記録をする情報提供書の提出をお願いしている。家庭での子どもの状況や出席状況などを聞き取り、児童相談所や市の職員や担当者が分かるようにしている。この件に関しては、年度当初に校長会等でこども女性相談課からお願いをしている。
- ・居所不明の子どもについても、住民票や入国の記録はあるが、だれもその子を見ていない、そのような子どもを、国が年1回、調査をしており、その子どもが通う小・中学校には毎年、調査のお願いをしている。
- ・平成30年度については、学校教育課から8人の未確認の報告を受け、その後、学校とこども女性相談課が協力し家庭訪問をするなど、今年度については、全員安全に生活していることを確認している。また、2人については、外国へ行ったり来たりしており、入国管理局への照会で外国にいることを確認している。
- ・教育委員会との教員の研修についても、当方の職員が講師として行っている。
- ・各種委員として、不登校に関する援助推進委員や児童生徒問題行動対策連絡会の委員として発表や情報交換を行っている。また、少年育成委員についても担当職員が委員となっている。

#### ○ 教育長

- ・学校が通告した後の対応について、説明をお願いする。

#### ○ 事務局（こども女性相談課）

- ・通告の内容により、全国的にも重篤な案件については先ほど説明したように、児童相談所が担当するのが適当であり、中度以下については、市区町村ということになり、こども女性相談課に通告いただいたケースのうち、重篤なケースは、こちらから児童相談所の方に通告している。
- ・中度以下で、市の対応が可能なものについては、受理会議を直ちに開催、支援方針を決め、48時間以内の目視を実施しているところである。この目視について、状

況がどうしてもつかめないものについては、学校にお願いすることもある。

- 教育長
  - ・ 通告元について相手の保護者に通知するのか。学校から聞いたということを行わなければならないのか。
  
- 事務局（こども女性相談課）
  - ・ 学校が通告元となっただけだと一番いいが、保護者との信頼関係などにより、通告元になれない場合も過去にある。そのような場合、当方からお子さんや保護者に接触する理由がないため、すぐに48時間以内の確認など、次の手段、そして児童相談所や警察に連絡をして通告するということが遅れるという現状がある。
  
- 市長
  - ・ 学校が通告元になると困るとなれば、通告できないのか。
  
- 事務局（こども女性相談課）
  - ・ 重度であり明らかな場合は当方で通告を受け、警察や児童相談所へとなるが、微妙なところについては判断が難しい。内容により、今までは学校が次の機会を確認するまで待つこともあった。
  
- 教育長
  - ・ 私も通告をしたことがあるが、校長として英断を下さなければならないところである。このような事態は、子どもの命を守るために積極的に指導をしていきたいと思うが、児童虐待防止法の第七条の判断からすると、通告した者を特定するようなことは漏らしてはならないという条項がある。そこを考えると、学校が通告したことを言わなくても、やはり行くべきではないかと思うがいかがか。
  
- 事務局（こども女性相談課）
  - ・ その通りであり、そうすべきである。実際、保護者に説明する際、服に隠れている部分の傷が学校でしか分からなかった場合、当方にも説明責任があるため、通告元になっていただき、一緒に子どもの目線で、子どもの福祉のための対応ということで協力していただきたい。
  
- 市長
  - ・ そこがエアポケットにだけはなってほしくない。児童相談所について、資料には出ていないが、地域共生社会の中では、別体系ということになるのか。

- 事務局（こども女性相談課）
  - ・地域共生社会は基本的に、家庭内の複合的な全ての問題について対応すると認識している。特に児童虐待の重度なものについては児童相談所が対応となるが、その際には、まるごと福祉相談員を通していただいたり、直接でも構いませんが、こちらの共生社会の推進室へ連絡をいただき、児童虐待であれば児童相談所とこども女性相談課とが連携をし、児童相談所は子どもの命にも関わるということで対応していくことが一番適当であると考えている。
  
- 市長
  - ・市の担当課を通して行くということなのか。あえて共生社会の中の一つの機関として位置づけないということか。
  
- 事務局（こども女性相談課）
  - ・虐待についても、通告といいますか、地域の目が非常に大切である。周りの方がおかしいと思った時、通告する時に直接でも構いませんし、地域共生社会の仕組みを使っていただいてもよい。今まで以上に、この地域共生社会があることにより、地域の子どもたちの安全が守られると考えている。
  
- 委員
  - ・虐待の通告は1, 145件と言われたが、実際は200件であり、残りの945件だが、認知されなかった理由をお聞きしたい。
  
- 事務局（こども女性相談課）
  - ・こども女性相談課では、児童虐待の対応をしている高松市児童対策協議会があるが、それ以外に児童家庭相談という、一般的な子どもに対する相談窓口をしている。その中で、分類分けをして生活・行動、児童養護施設 讃岐学園などの福祉施設の退所後のフォロー、育児、しつけ、不登校、適性や非行などがある。
  - ・また、養護の中に虐待があり、虐待以外のその他養護、保健、障がい、知能言語などがあり、合計が1, 145件、一番多いのは、養護の虐待以外が494件である。
  - ・言葉やしつけが厳しかったり、極端に言えば、頭を強く押した等を虐待とするかなど、継続して進行管理が必要であり、手厚い支援が必要な家庭の子どものケースを受理すると、ケース検討会の中において、虐待とするか、しないかを、参加者全員で検討し決めている。
  
- 委員
  - ・地域の目が大切と言われたが、近所で子どもが泣いているという姿が何回も見受けられた場合、どのような対応をしたらよいか。



- 事務局（こども女性相談課）
  - ・赤ちゃんの泣き声や怒鳴り声などについての通告の判断だと思うが、実際に放置すると精神的にも良くないと判断した場合、児童相談所や当方に連絡をいただければ、こちらから確認に出向く。先ほど言われたように、通告元は絶対に明かすことはないので連絡していただきたい。
  
- 委 員
  - ・虐待に関してだが、生まれてきて、子育てをして虐待となる。虐待は、その前の母子保健の段階、女性が妊娠した時点で、母子手帳を交付する際など、アンケート等を取れば虐待に発展しそうなサインが見受けられるのではないか。例えば、望まない妊娠や病気の問題を持ちながら妊娠している等、事前にお母さんに対して、予防策として保健師が各家庭を訪問するなど、福祉の一環として、将来的な虐待を防ぐ努力は必要ではないか。
  
- 事務局（健康福祉局）
  - ・生後間もない赤ちゃんに対する虐待については、お母さんが非常に孤立していることがあり、「こんにちは赤ちゃん事業」という制度があり、生まれて3か月から4か月までの間に全ての家庭に保健師が訪問し、その家庭が子どもにとって、安定している状態なのか、それともお母さんが育児に対して困窮しているという状況なのかを確認している。そこで、特に支援が必要となると、再度、保健師が訪問する形をとっている。
  - ・もう一つは、母子手帳の交付の際、各総合センターや保健ステーションにおいて、チェックリストを全員にさせていただき、お母さんの状況等を客観的に確認している。まずは、その確認をし、生まれた後はこんにちは赤ちゃん事業などにつなげることを現在行っているところである。
  
- 市 長
  - ・頂いた意見等も参考にさせていただき、特に教育委員会の協力をいただき、お互いに連携をしながらこの包括的支援体制、地域共生社会の実現を目指し取り組んでまいりたい。